十三　（略）

（削る）

十四　多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③～⑤　（略）

(2)　（略）

（削る）

十七　（略）

十八　ＥＢウイルス感染症迅速診断（リアルタイムＰＣＲ法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ＥＢウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

②　総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜していること。

②　臨床検査技師が配置されていること。

③　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥　当該療養について症例を実施していること。

十九　多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　眼科専門医であること。

③～⑤　（略）

(2)　（略）

二十　フェニルケトン尿症の遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。